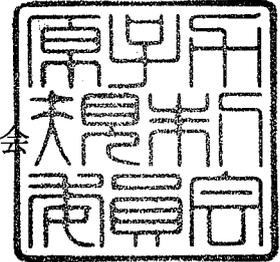


原規規発第1809196号  
平成30年9月19日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年7月17日付け東総第30-07号をもって、株式会社東芝 代表執行役社長 綱川 智 及び 東芝エネルギーシステムズ株式会社 代表取締役社長 畠澤 守 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第31条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第31条第2項において準用する同法第24条第1項第1号及び第2号に適合し、同法第25条に該当しないと認められるので、同法第31条第2項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

**株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請の審査結果等について**

平成30年7月17日付け東総第30-07号をもって、株式会社東芝 代表執行役社長 綱川 智 及び 東芝エネルギーシステムズ株式会社 代表取締役社長 畠澤 守 より、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第31条第1項に基づき提出された、株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請書に対する法第31条第2項において準用する法第24条第1項第1号に規定する認可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・原子炉の設置目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料は燃料室に保管する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

なお、今後は原子炉を運転することなく廃止措置を行っていく方針としている。